

報 告 第 2 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月12日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 1 号

損害賠償の額の決定について

消防ポンプ自動車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月5日

新居浜市長 古川 拓哉

1 損害賠償の額 15万5000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和6年11月10日午前9時35分頃、市道三軒屋南通り線（篠場町504番2地先路上）において、南進していた角野分団消防ポンプ自動車が、右折しようとして交差点に進入したところ、車両が東進してきており、その進行を妨げないよう後進した際、後方で停車中の相手方の軽自動車に接触し、車両を損傷させた。